

所沢市告示第 158 号

所沢市妊婦のための支援給付に係る事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

所沢市長 小野塚 勝 俊

所沢市告示第 159 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和 8年 3月31日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 埼玉県所沢市緑町四丁目9番9号

名 称 ラン・ド・ミュー株式会社

代表者名 代表取締役 佐渡 由香

住 所 東京都港区芝三丁目23番1号

名 称 ところざわタウンベースパートナーズ

代表構成企業

株式会社JTBコミュニケーションデザイン

代表者名 代表取締役 藤原 卓行

2 取り扱う公金の種類

商工雑入（イメージマスケットグッズ販売収入）

3 指定を行った日等

指 定 日 令和 8年 3月26日

委 託 日 令和 8年 3月26日

4 公金の取扱期間

令和 8年 4月 1日から令和 8年 6月30日まで

所沢市告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることについて、それぞれ別表第1及び別表第2のとおり委任することにしたので告示する。なお、令和7年12月25日付け告示第603号は、廃止する。

令和8年3月31日

所沢市長 小野塚 勝保

公 示 送 達 書

所沢市告示第 161 号

令和8年3月31日

下記の書類は、健康推進部国民健康保険課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を
経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
名称	番号	住所(所在地)及び氏名(名称)

所沢市告示第162号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項に規定する子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和8年3月31日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

1. 確認の辞退があった特定子ども・子育て支援施設等

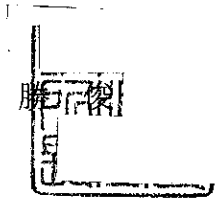
設置者	施設名	所在地	確認 年月日	施設・事業の 種類	預かり保育 事業のうち1 日8時間以 上かつ200 日以上実施
学校法人 マルハ学園	マルハ幼稚園	中新井四丁目 15番7号	令和8年3月31日	幼稚園	あり
				預かり保育事業	
学校法人 富士学園	所沢富士幼稚園	元町10番 16号	令和8年3月31日	幼稚園	あり
				預かり保育事業	
学校法人 まるさわ学園	こでまり幼稚園	狭山ヶ丘一丁 目3015番	令和8年3月31日	幼稚園	なし
				預かり保育事業	

所沢市告示第163号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

所沢市長 小野塚



1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 埼玉県所沢市大字上安松278番地
名 称 所沢共栄商事 有限会社
代表者名 代表取締役 永井 俊行

2 取り扱う公金の種類

し尿収集運搬手数料

3 指定をした日等

指 定 日 令和8年3月24日
委 託 日 令和8年3月27日

4 公金の取扱期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

所沢市告示第164号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

所沢市長 小野塚

勝江

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 埼玉県所沢市下新井1447-1
名 称 協同組合 所沢清和会
代表者名 理事長 齊藤 吉信

2 取り扱う公金の種類

し尿収集運搬手数料

3 指定をした日等

指 定 日 令和8年3月24日
委 託 日 令和8年3月27日

4 公金の取扱期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

所沢市告示第165号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

所沢市長 小野塚 勝傑

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 東京都千代田区二番町8番地8
名 称 株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表者名 代表取締役 阿久津 知洋

2 取り扱う公金の種類

粗大ごみ処理手数料

3 指定をした日等

指 定 日 令和8年3月23日
委 託 日 令和8年3月24日

4 公金の取扱期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

所沢市告示第166号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 東京都港区芝浦三丁目1番21号
名 称 株式会社ファミリーマート
代表者名 代表取締役 小谷 建夫

2 取り扱う公金の種類

粗大ごみ処理手数料

3 指定をした日等

指 定 日 令和8年3月23日

委 託 日 令和8年3月24日

4 公金の取扱期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

所沢市告示第167号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

名 称 山崎製パン株式会社

代表者名 デイリーヤマザキ事業統括本部長 上田 恵治

2 取り扱う公金の種類

粗大ごみ処理手数料

3 指定をした日等

指 定 日 令和8年3月23日

委 託 日 令和8年3月24日

4 公金の取扱期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

所沢市告示第168号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

所沢市長 小野塚 勝徳

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 東京都品川区大崎一丁目11番2号
名 称 株式会社ローソン
代表者名 代表取締役 竹増 貞信

2 取り扱う公金の種類

粗大ごみ処理手数料

3 指定をした日等

指 定 日 令和8年3月23日

委 託 日 令和8年3月24日

4 公金の取扱期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

所沢市告示第169号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

所沢市長 小野塚 勝保

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
イオンタワー13階
名 称 ミニストップ株式会社
代表者名 代表取締役 堀田昌嗣

2 取り扱う公金の種類

粗大ごみ処理手数料

3 指定をした日等

指 定 日 令和8年3月23日
委 託 日 令和8年3月24日

4 公金の取扱期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

公 示 送 達 書

所沢市告示第 170号

令和 8年 3月31日

下記の書類は、財務部収税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
名 称	納税通知書番号	住所(所在地)及び氏名(名称)

公 示 送 達 書

所沢市告示第 171 号

令和8年3月31日

下記の書類は、財務部収税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長

小野塚 勝俊

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
名 称	納税通知書番号	住 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (名 称)

公 示 送 達 書

所沢市告示第 172 号

令和 8年 3月31日

下記の書類は、財務部収税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
名 称	納 税 通 知 書 番 号	住 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (名 称)

公 示 送 達 書

所沢市告示第173号

令和8年3月31日

下記の書類は、収税課（所沢市役所低層棟2階）に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは書類の送達があつたものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

送 達 す べ き 書 類	送 達 を 受 け る 者
類 名 の 称	住所（所在地）及び氏名（名称）

所沢市告示第174号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和 8年 3月31日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目12番10号
名 称 埼玉県住宅供給公社
代表者名 理事長 庄司 健吾

2 取り扱う公金の種類

所沢市営住宅の家賃、駐車場使用料及び共益費

3 指定をした日等

指 定 日 令和 8年 3月27日
委 託 日 令和 8年 3月27日

4 公金の取扱期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

所沢市告示第 175 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 埼玉県北足立郡伊奈町内宿台六丁目26番地
埼玉県県民活動総合センター内
名 称 公益財団法人 いきいき埼玉
代表者名 理事長 永沢 映

2 取り扱う公金の種類

公民館使用料、地区体育館使用料、照明設備使用料、印刷機利用実費徴収金

3 指定をした日等

指 定 日 令和8年3月23日
委 託 日 令和8年3月23日

4 公金の取扱期間

令和8年4月1日から令和8年9月30日

所沢市告示第 176 号

令和8年度所沢市一般廃棄物処理実施計画（以下「実施計画」という。）を別紙のとおり定めたので、所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第12条第3項の規定により告示する。

なお、実施計画は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

所沢市長 小野塚 勝 優

所沢市告示第 177 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年 3月31日

所沢市長 小野塚 勝 俊

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 埼玉県北足立郡伊奈町内宿台6丁目26番地

埼玉県県民活動総合センター内

名 称 公益財団法人 いきいき埼玉

代表者名 理事長 永沢 映

実施事業所 埼玉県所沢市小手指町1丁目5番地

小手指タワーズ エバースカイトワー203

公益財団法人いきいき埼玉 シルバー人材センター連合

所沢市事務所

2 取り扱う公金の種類

(1) 社会教育使用料(生涯学習推進センター使用料に限る。)

(2) 教育雑入(印刷機利用実費徴収金に限る。)

3 指定をした日等

指定日 令和8年3月24日

委託日 令和8年3月24日

4 公金の取扱期間

令和8年4月1日から令和8年9月30日

所沢市告示第178号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 埼玉県北足立郡伊奈町内宿台六丁目26番地
埼玉県県民活動総合センター内
名 称 公益財団法人いきいき埼玉
代表者名 理事長 永澤 映
実施事業所
埼玉県所沢市小手指町1丁目5番地
特記事項 小手指タワーズ エバースカイトワー203
公益財団法人いきいき埼玉 シルバー人材センター連合
所沢事務所

2 取り扱う公金の種類

新所沢コミュニティセンター使用料
市民活動支援センター印刷機利用実費徴収金

3 指定をした日等

指 定 日 令和8年3月25日
委 託 日 令和8年4月1日

4 公金の取扱期間

令和8年4月1日から令和8年9月30日

所沢市告示第 179 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年 3月31日

所沢市長 小野塚 勝 俊

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 埼玉県北足立郡伊奈町内宿台6丁目26番地

埼玉県県民活動総合センター内

名 称 公益財団法人 いきいき埼玉

代表者名 理事長 永沢 映

実施事業所 埼玉県所沢市小手指町1丁目5番地

小手指タワーズ エバースカイタワー203

公益財団法人いきいき埼玉

シルバー人材センター連合所沢市事務所

所長(派遣元責任者) 本橋 則子

2 取り扱う公金の種類

・保健体育使用料(市民体育館使用料のうち駐車場使用料、総合運動場使用料、北野総合運動場使用料、北中運動場使用料及び狭山湖運動場使用料に限る。)

・都市計画使用料(滝の城址公園体育施設使用料に限る。)

3 指定をした日等

指定日 令和8年3月23日

委託日 令和8年3月23日

所沢市上下水道告示第27号

所沢市上下水道事業管理者の所管する行政手続等における情報の通信の技術の利用に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

所沢市上下水道事業管理者 鈴木 哲也

所沢市上下水道告示 28号

所沢市上下水道事業庁用自動車等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

所沢市上下水道事業管理者 鈴木 哲也

所沢市教育委員会告示第 8 号

所沢市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8年 3月31日

所沢市教育委員会

所沢市選管告示第21号

所沢市選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

所沢市選挙管理委員会
委員長 吉田 正

所沢市監査委員告示第 4 号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和7年度定期・行政監査（市民部・福祉部・工事）及び財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和8年3月31日

所沢市監査委員 石 其 政 則

同 市 川 博 章

同 島 田 一 隆

同 松 本 明 信

所沢市監査委員告示第 5 号

令和8年1月29日付けの行政監査結果報告に基づき措置を講じた内容について、所沢市長及び所沢市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年3月31日

所沢市監査委員 石 其 政 則

同 市 川 博 章

同 島 田 一 隆

同 松 本 明 信

所沢市監査委員告示第 6 号

所沢市監査委員の所管する行政手続等における情報の通信の技術の利用に関する規程を廃止する訓令をここに公布する。

令和8年3月31日

所沢市代表監査委員 石 其 政 則

所沢市公平委員会告示第 1 号

所沢市公平委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

所沢市公平委員会委員長 二見 雅

所沢市公平委員会告示第 2 号

所沢市公平委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年規則第1号）に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う手続等について（平成19年所沢市公平委員会告示第3号）は、廃止する。

令和8年 3月31日

所沢市公平委員会委員長 二 見

二 見

所沢市固定資産評価審査委員会告示第1号

所沢市固定資産評価審査委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を廃止する訓令を別記のとおり定める。

令和8年 3月31日

所沢市固定資産評価審査委員会
委員長 川端 實

所沢市告示第 180 号

所沢市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

所沢市長 小野塚 勝 俊

所沢市告示第 181 号

所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

所沢市長 小野塚 勝 俊

所沢市告示第 182 号

所沢市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

所沢市長 小野塚 勝 俊

所沢市告示第 183 号

所沢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

所沢市長 小野塚 勝 俊